

平成五年政令第三十一号

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律

施行令

内閣は、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成四年法律第八十七号)の施行に伴い、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十号)第一条第一項、第五条ノ二、第六条及び第十三条ノ二の規定に基づき、この政令を制定する。(定義)

第一条 この政令において「信託業務」とは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(以下「法」という)第一条第一項に規定する信託業務をいう。

第二条 この政令において「銀行」とは、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行をいう。

(信託業務を兼営する金融機関の範囲)

第二条 法第一条第一項に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げる金融機関とする。

一 銀行
二 長期信用銀行
三 信用金庫
四 労働金庫
五 信用協同組合
六 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百二号)第十条第一項第一号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合

八 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二条号)第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合

九 水産業協同組合法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う水産加工業協同組合

十 信用金庫連合会

十一 労働金庫連合会

十二 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第二百八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

十三 農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合連合会

十四 水産業協同組合法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会

十五 水産業協同組合法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う水産加工業協同組合連合会

(金融機関が営むことができない業務)

第三条 法第一条第一項に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 土地若しくはその定着物、地上権又は土地の賃借権(以下この号において「土地等」という。)を含む財産の信託であつて、土地等の処分を信託の目的の全部又は一部とするもの(次に掲げるものを除く。)

二 その受益権の譲渡先が特定目的会社(資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。)又は登録投資法人、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第二百九十八号)第二条第十三項に規定する登録投資法人をいう。)に限られる信託

三 不動産の売買及び貸借の代理及び媒介

四 その他内閣府令で定める業務

(信託業務を営む金融機関の営業保証金の額)

第四条 法第二条第一項において準用する信託業法(平成十六年法律第二百五十四号)第十二条第二項に規定する政令で定める金額は、二千五百万元とする。

(営業保証金に代わる契約の内容)

第五条 信託業務を営む金融機関は、法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第三項に規定する契約を締結する場合には、銀行、信用金庫、保険会社(保険業法(平成七年法律第二百五号)第二条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外國保険会社等を含む。)その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一 法第二条第一項において準用する信託業法第十二条第一項の規定による調査の結果に基づき、遅滞なく配当表を作成し、これを公示し、かつ、供託者に通知しなければならない。

二 金融庁長官は、前項の規定による公示をした日から百十日を経過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。

三 法第二条第一項において準用する信託業法第十二条第一項の規定による調査の結果に基づき、遅滞なく配当表を作成し、これを公示し、かつ、供託者に通知しなければならない。

四 金融庁長官は、第二項の期間が経過した後、この場合において、金融庁長官は、あらかじめ期日及び場所を公示し、かつ、供託者に通知して、申立人、当該期間内に権利の申出をした者及び当該供託者に対し、権利の存否及びその権利によって担保される債権の額について証拠を提示し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

五 金融庁長官は、前項の規定による調査の結果に基づき、遅滞なく配当表を作成し、これを公示し、かつ、供託者に通知しなければならない。

六 金融庁長官は、前項の規定による公示をした日から百十日を経過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。

七 金融庁長官は、有価証券(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。)が供託されている場合において、権利の実行に必要があるときは、これを換価すること

三 金融庁長官の承認を受けた場合を除き、契約を解除し、又は契約の内容を変更すること

ができないものであること。

(営業保証金に係る権利の実行の手続)

第六条 法第二条第一項において準用する信託業法第十二条第六項の権利(以下この条において「権利」という。)を有する者は、金融庁長官に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。

二 金融庁長官は、前項の申立てがあつた場合において、当該申立てを理由があると認めるとときは、当該営業保証金につき権利を有する者に対して六十日を下らない一定の期間内に権利の申出をすべきこと及びその期間内に申出をしないときは配当手続から除外されるべきことを公示し、かつ、その旨を同項の申立てをした者(以下この条において「申立人」という。)及び供託者(供託者が法第二条第一項において準用する信託業法第十二条第六号に掲げる業務のうち二法第一条第一項第一号に掲げる信託契約代理業のうち、前号に規定する信託に係るもの)に通知しなければならない。

三 前項の規定による公示があつた後は、申立人がその申立てを取り下げた場合においても、手続の進行は、妨げられない。

四 金融庁長官は、第二項の期間が経過した後、この場合において、金融庁長官は、あらかじめ期日及び場所を公示し、かつ、供託者に通知して、申立人、当該期間内に権利の申出をした者及び当該供託者に対し、権利の存否及びその権利によって担保される債権の額について証拠を提示し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

五 金融庁長官は、前項の規定による公示をした日から百十日を経過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。

六 金融庁長官は、前項の規定による公示をした日から百十日を経過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。

七 金融庁長官は、前項の規定による公示をした日から百十日を経過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。

八 金融庁長官は、前項の規定による公示をした日から百十日を経過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。

九 金融庁長官は、前項の規定による公示をした日から百十日を経過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。

十 金融庁長官は、前項の規定による公示をした日から百十日を経過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。

十一 金融庁長官は、前項の規定による公示をした日から百十日を経過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。

十二 金融庁長官は、前項の規定による公示をした日から百十日を経過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。

十三 金融庁長官は、前項の規定による公示をした日から百十日を経過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。

十四 金融庁長官は、前項の規定による公示をした日から百十日を経過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。

十五 金融庁長官は、前項の規定による公示をした日から百十日を経過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。

十六 金融庁長官は、前項の規定による公示をした日から百十日を経過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。

十七 金融庁長官は、前項の規定による公示をした日から百十日を経過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。

十八 金融庁長官は、前項の規定による公示をした日から百十日を経過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。

十九 金融庁長官は、前項の規定による公示をした日から百十日を経過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。

二十 金融庁長官は、前項の規定による公示をした日から百十日を経過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。

二十一 金融庁長官は、前項の規定による公示をした日から百十日を経過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。

二十二 金融庁長官は、前項の規定による公示をした日から百十日を経過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。

二十三 金融庁長官は、前項の規定による公示をした日から百十日を絏過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。

二十四 金融庁長官は、前項の規定による公示をした日から百十日を絏過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。

二十五 金融庁長官は、前項の規定による公示をした日から百十日を絏過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。

三 実行に必要があるときは、これを換価すること

ができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。

(営業保証金の取戻し)

第七条 信託業務を営む金融機関若しくはその承認を受けて取り戻すことができる。

一 信託業務を営む金融機関の本店又は主たる事務所を運営する特定目的会社(資本を営む金融機関の本店又は主たる事務所を運営する金融機関が次に掲げる場合に該当することとなるときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すこととする。

二 信託業務を営む金融機関の本店又は主たる事務所を運営する金融機関が次に掲げる場合に該当したこととなるときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すこととする。

三 信託業務を営む金融機関の本店又は主たる事務所を運営する金融機関が次に掲げる場合に該当したこととなるときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すこととする。

四 信託業務を営む金融機関の本店又は主たる事務所を運営する金融機関が次に掲げる場合に該当したこととなるときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すこととする。

五 信託業務を営む金融機関の本店又は主たる事務所を運営する金融機関が次に掲げる場合に該当したこととなるときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すこととする。

六 信託業務を営む金融機関の本店又は主たる事務所を運営する金融機関が次に掲げる場合に該当したこととなるときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すこととする。

七 信託業務を営む金融機関の本店又は主たる事務所を運営する金融機関が次に掲げる場合に該当したこととなるときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すこととする。

八 信託業務を営む金融機関の本店又は主たる事務所を運営する金融機関が次に掲げる場合に該当したこととなるときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すこととする。

九 信託業務を営む金融機関の本店又は主たる事務所を運営する金融機関が次に掲げる場合に該当したこととなるときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すこととする。

十 信託業務を営む金融機関の本店又は主たる事務所を運営する金融機関が次に掲げる場合に該当したこととなるときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すこととする。

十一 信託業務を営む金融機関の本店又は主たる事務所を運営する金融機関が次に掲げる場合に該当したこととなるときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すこととする。

十二 信託業務を営む金融機関の本店又は主たる事務所を運営する金融機関が次に掲げる場合に該当したこととなるときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すこととする。

十三 信託業務を営む金融機関の本店又は主たる事務所を運営する金融機関が次に掲げる場合に該当したこととなるときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すこととする。

十四 信託業務を営む金融機関の本店又は主たる事務所を運営する金融機関が次に掲げる場合に該当したこととなるときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すこととする。

十五 信託業務を営む金融機関の本店又は主たる事務所を運営する金融機関が次に掲げる場合に該当したこととなるときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すこととする。

十六 信託業務を営む金融機関の本店又は主たる事務所を運営する金融機関が次に掲げる場合に該当したこととなるときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すこととする。

十七 信託業務を営む金融機関の本店又は主たる事務所を運営する金融機関が次に掲げる場合に該当したこととなるときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すこととする。

十八 信託業務を営む金融機関の本店又は主たる事務所を運営する金融機関が次に掲げる場合に該当したこととなるときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すこととする。

十九 信託業務を営む金融機関の本店又は主たる事務所を運営する金融機関が次に掲げる場合に該当したこととなるときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すこととする。

二十 信託業務を営む金融機関の本店又は主たる事務所を運営する金融機関が次に掲げる場合に該当したこととなるときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すこととする。

二十一 信託業務を営む金融機関の本店又は主たる事務所を運営する金融機関が次に掲げる場合に該当したこととなるときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すこととする。

第九条中銀行法施行令第十六条の八の次に三
条を加える改正規定（同令第十六条の十一第
九号に係る部分に限る。）、第十一條中長期信
用銀行法施行令第六条の五の次に「一条を加え
る改正規定（同令第六条の五の二第九号に係
る部分に限る。）、第十三條中労働金庫法施行
令第七条の二の次に「一条を加える改正規定
（同令第七条の二の二第九号に係る部分に限
る。）、第十五条中貸金業法施行令第四条の次
に三条を加える改正規定（同令第四条の四第
十三号に係る部分を除く。）、第十六条の規
定、第十七条中金融機関の信託業務の兼管等
に関する法律施行令第十二条の次に「四条を加
える改正規定（同令第十五条第九号に係る部
分に限る。）、第十九條中水産業協同組合法施
行令第二十四条の六の次に「五条を加える改正
規定（同令第二十四条の九第九号に係る部分
に限る。）、第二十一條中保険業法施行令第三
章の次に「一章を加える改正規定（同令第四十
四条の九第十号に係る部分に限る。）、第二十
三条中農林中央金庫法施行令第四十八条の次
に三条を加える改正規定（同令第五十条第十
号に係る部分に限る。）、第二十五条中信託業
法施行令第十八条の二の次に「三条を加える改
正規定（同令第十八条の五第十号に係る部分
に限る。）並びに第二十八条中証券取引法等
の一部を改正する法律及び証券取引法等の一
部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整
備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整
備等に関する政令第十八条第一項の規定によ
りなおその効力を有するものとされる同令第
十七条の規定による廃止前の抵當証券業の規
制等に関する法律施行令第四条の次に「三条を
加える改正規定（同令第七条第十号に係る部
分に限る。）改正法附則第一条第四号に掲げ
る規定の施行の日

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年五月三〇日政令第一
七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十一年六月一日）から施行する。

附 則 (令和元年一〇月三〇日政令第一
三九号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年七月八日政令第二一七
号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、改正法施行日（令和二年十二月一日）から施行する。

附 則 (令和三年六月二日政令第一六二
号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」といいう。）の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

附 則 (令和五年五月二六日政令第一八
六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」といいう。）の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。

附 則 (令和六年一月三一日政令第二二
号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年一月一日）から施行する。